

告 示

埼玉県告示第八百五十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人和光虹の会

三 代表者の氏名

海老原 利昭

四 主たる事務所の所在地

埼玉県和光市下新倉一丁目六番六号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、知的障害児者及びその家族等に対し、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、障害のある人々が地域社会の中で共に暮らせるよう支援し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、知的障害者をはじめ認知症高齢者等が、安心して暮らせるように、成年後見制度の普及啓発及び利用支援を行い、地域の権利擁護と福祉の増進に寄与することを目的とする。